第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ　［略］

ハ　デジタル電子計算機であって、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの

ニ　［略］

ホ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの（最大性能が一六実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ヘ～ル　［略］

四　［略］

五　電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち、符号化速度が七〇〇ビット毎秒未満のもの

ハ　［略］

三～八　［略］

八の二　次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ　レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　削除

（四）　［略］

ロ　［略］

九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を

第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ・ロ　［略］

ハ　デジタル電子計算機であって、加重最高性能が一二・五実効テラ演算を超えるもの

ニ　［略］

ホ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一二・五実効テラ演算を超えるもの

ヘ～ル　［略］

四　［略］

五　電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち、符号化速度が二、四〇〇ビット毎秒未満のもの

ハ　［略］

三～八　［略］

八の二　次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品（第六号に該当するものを除く。）

イ　レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　［略］

（三）　コヒーレント伝送方法を用いたもの

（四）　［略］

ロ　［略］

九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

イ　デジタル方式の暗号処理技術を用い、認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行のため以外の暗号機能を有するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの（ヘ若しくはリからツまでのいずれか、第三条第十九号ハ（二）2